

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（河川砂防課）

### 一 趣旨

県では、平成十八年から県内全域を対象に、雨水流出量を増加させる恐れのある行為等（大規模な開発行為）に対し、雨水流出抑制施設の設置を義務付ける埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例を施行していたが、令和六年三月二十九日に中川、綾瀬川等の四十三河川の流域が、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、当該流域では、令和七年七月一日から雨水浸透阻害行為（大規模な開発行為等）を行う場合、同法に基づき雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられるようになるため、当該流域で引き続き適用される当該条例と同法の雨水流出抑制対策に対する目的の違いを明確化するもの。

### 二 内容

目的規定の文言整理を行い、同法に基づく雨水流出抑制対策が恒久的なものであることに対し、当該条例に基づく対策は、河川の整備が完了するまでの間における暫定的なものであることを明確化するもの。

### 三 施行期日

公布の日